

### Ⅲ 賃金の支払

厳しい経済情勢下であっても、労働者が安心して生活していくためには、賃金や退職金が確実に支払われることが必要不可欠です。賃金の支払等については、労働基準法等に定められたルールを遵守する必要があります。

#### (1) 賃金の確実な支払

賃金は、労働者にとって重要な生活の糧であり、確実な支払が確保されなければなりません。

##### 【法令】

賃金は、①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければならない。(労働基準法第24条)

#### (2) 退職金・社内預金の確実な支払等のための保全措置

退職金は労働者の退職後の生活に重要な意味を持つものであり、また、社内預金は労働者の貴重な貯蓄ですので、万一、企業が倒産した場合であっても、労働者にその支払や返還が確実になされなければなりません。

##### 【法令】

社内預金制度を行う場合には、確実な返還のための保全措置を講じなければならない。また、退職金制度を設けている場合にも、確実な支払のための保全措置を講ずるように努めなければならない。(賃金の支払の確保等に関する法律第3条、第5条)

#### (3) 休業手当の支払

企業側の都合で休業させた場合には、労働者に休業手当を支払い、一定の収入を保障する必要があります。

##### 【法令】

一時帰休など企業側の都合（使用者の責に帰すべき事由）により所定労働日に労働者を休業させた場合には、休業させた日について少なくとも平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなければならない。(労働基準法第26条)

##### 参考 未払賃金の立替払制度の概要

未払賃金の立替払制度は、企業が倒産したため賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について国（(独)労働者健康福祉機構）が事業主に代わって支払う制度です。詳しくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。